◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第１７２号(H24. 11. 22)◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝９件（１１月１６日～１１月２１日分）
（１）乗合バスの車内事故１
（２）乗合バスの車内事故２
（３）貸切バスと乗用車が衝突
（４）貸切バスの車両火災
（５）タクシーがひき逃げ事故
（６）タクシーが降車した乗客を引きずった事故
（７）タクシーとオートバイが衝突した事故
（８）トラックの運転者が酒気帯び運転による事故
（９）トラックがひき逃げ事故
２．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！
３．事業用トラックの事故発生状況を踏まえた事故防止の徹底について
４．高速ツアーバスにおける安全確保の再徹底について（再周知）
５．高速ツアーバスに係る緊急対策の実施について（再周知）
６．平成２４年度の自動車運送事業者における先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援のための補助への申請を受け付けています。（再周知）
７．平成２４年度事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）の第２次募集を行います。

◇◇◇

をつくように転落した。
この事故により、当該乗客が左大腿骨頚部骨折の重傷を負った。
事故当時、当該乗合バスは当該停留所で乗客２名を乗せ、時間調整のため３０秒ほど待機していたが、当該乗客が右手で乗降口のパイプを掴み、右足を踏み段に乗せて乗車しようとしているのに気付かずに、扉を閉めたため転落した。
当該乗合バスの運転者は扉を閉める前に乗車する客がいないのを確認したが、その後時計を確認するため目線をずらしたまま扉開閉スイッチを操作した模様。

（３）貸切バスと乗用車が衝突した事故
１１月１８日（日）午前６時３０分頃、滋賀県において、福井県に営業所を置く貸切バスが乗客１５名を乗せて運行中、対向してきた乗用車と衝突した。
この事故により、乗客６名が軽傷、当該貸切バスの運転者が足の骨を折る重傷を負った。
事故現場はややカーブのかかった道路で、事故当時、対向してきた乗用車がセンターラインをはみ出したため、当該貸切バスに衝突した模様。

（４）貸切バスの車両火災
１１月１６日（金）午後３時５０分頃、岡山県の高速道路において、広島県に営業所を置く貸切バスが乗客２５名を乗せて運行中、当該貸切バスの運転者が左側バックミラーにて当該貸切バスの後方で異様に光る物を発見し、同時に後続のトラック運転者により知らされたことから火災発生と思い、付近の路肩に停車し乗客を避難させた。
当該運転者は警察・消防に連絡し、消火を試みようとしたが、かなりの燃焼であったため消防の到着を待ち、消防到着後鎮火した。（車両の後ろ半分が全焼）。
なお、当該車両火災による負傷者はいない。

（５）タクシーがひき逃げ事故
１１月１７日（土）午前３時３０分頃、北海道において、道内に営業所を置くタクシーが空車で走行中、道路上にいた男性を轢いたがそのまま走行した。
この事故により、当該男性が死亡した。
事故当時、当該タクシーの運転者は走行中、道路上に何か物体を発見したが、そのままその上を通過し約５００ｍ程走行後、車体を確認したが損傷もなかったことから乗務を終了し、翌日のニュースで当該事故を知り会社に申し出し、事業者が警察に通報し当該運転者が逮捕された模様。

（６）タクシーが降車した乗客を引きずった事故
１１月１７日（土）午前９時頃、岐阜県において、同県に営業所を置く乗合タクシーが乗客３名を乗せて運行中、乗客１名を降車させたところ、当該乗客の衣服を後部左扉で挟んだまま若干走行した。
この事故により、当該乗客が前腕骨折の重傷を負った。

事故当時、当該運転者は、当該乗客の衣服を挟んでいることに気が付かず走行し引きずった模様。

（７）タクシーとオートバイが衝突した事故
１１月２０日（火）午前１１時４０分頃、神奈川県において、同県に営業所を置くタクシーが乗客２名を乗せて運行中、オートバイと衝突した。
この事故により当該オートバイの運転者が死亡、当該タクシーの乗客には怪我はなし。
事故当時、当該タクシーが交差点を青信号で右折したところ、対向直進してきたオートバイと衝突した模様。

（８）トラックの運転者が酒気帯び運転による事故
１１月１９日（月）午前０時頃、東京都の高速道路において、新潟県に営業所を置く中型トラックが走行中、当該中型トラックの左側面が自家用マイクロバスの右側面に接触した。
この事故による負傷者はいない。
事故当時、当該自家用マイクロバスの運転者が警察に通報し、その際に当該中型トラックの運転者が酒臭いことを告げたため、駆けつけた警察が直ぐに酒気帯びの有無を確認したところ、当該運転者の呼気から、０．７ｍｇ／ℓのアルコールが検出されたことから、当該運転者は道路交通法違反（酒気帯び運転）で逮捕された模様。
当該中型トラックの運転者は１８日午後５時５０分頃、当該中型トラックの所属する営業所において、乗務前点呼を受けた際のアルコール検知器の測定では０．０ｍｇ／ℓであり、アルコール検知器は当該中型トラックの運転者に携行させていた。

（９）トラックがひき逃げした事故
１１月２１日午前５時頃、東京都において、都内に営業所を置くトラックが交差点を右折した際に、対向直進してきたオートバイと衝突した。
この事故により、当該オートバイの乗員が死亡した。
事故当時、当該トラックの運転者は事故後、事故現場から離れたが、営業所に事故についての報告をした際に、事故現場に戻るようにとの指示を受けたことから、１時間以上経過してから現場に戻り、警察に逮捕された模様。

◇◇◇

今まで保存箇所がバラバラでしたので、ご存じないマニュアルもあるかと思います。
今回、１つのページに各マニュアルの概要とともに分かり易く掲載しましたので、今後、安全教育などに一層ご活用頂ければと思います！

→（ http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html）

〔掲載マニュアル一覧〕
・H24年4月：自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
・H24年3月：トラック追突事故防止マニュアル
・H23年7月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
・H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
・H21年10月：映像記録型ドライブレコーダ活用手順書
・H21年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル

◇◇◇

【５．高速ツアーバスに係る緊急対策の実施について】

本年４月２９日に関越自動車道で発生した高速ツアーバス事故を受け、国土交通省では、本年６月１１日に「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について」を決定し、「今夏の多客期の安全確保のための緊急対策」等をとりまとめました。

また、当該緊急対策の実施に関し、６月２９日以降で以下の通りの措置を講じました。これらについてお知らせ致します。

○「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について」（6月11日公表）

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo10_hh_000030.html

○「高速ツアーバスに係る緊急対策の実施について」（6月29日公表）

1. 高速ツアーバス運行事業者リストの作成・公表及び同リストの活用

→ 高速ツアーバス運行事業者リストを公表

（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000010.html）

2. 旅行業者・貸切バス事業者間の書面取引の義務化

→ 省令・告示の公布（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000008.html）

3.「高速バス表示ガイドライン」の策定

→ ガイドラインの策定・公表

（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000009.html）

4.「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の策定

→ ガイドラインの策定・公表

（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000011.html）

5. 旅行業法の制度の見直しによる安全対策強化

→ 省令の公布（http://www.mlit.go.jp/common/000216017.pdf）

6.「高速ツアーバスの安全通報窓口」の設置

→ 通報窓口の設置（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000006.html）

○「高速ツアーバス等の過労運転防止のための交替運転者の配置基準等の策定について」（7 月 18 日公表）

→ 関係通達の改正
（http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000097.html）

○「高速ツアーバスの利用者に向けた安全に関する情報の提供について」（7 月 18 日公表）

→ 利用者向け安全情報の提供
（http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000098.html）

◇◇◇

メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）

・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆